

株式会社 ボディーショップハマナ

暴力団等の反社会的勢力に対する基本方針

株式会社ボディーショップハマナは企業としての社会的信頼を高めるため、平成23年8月施行の『埼玉県暴力団排除条例』及び関係法令順守し、次の事項を基本方針として、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力を排除することを宣言します。

1. 暴力団追放三ない運動（「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」）を実践する為、従業員等への周知教育に努めます。
2. 暴力団等反社会的勢力に対し、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
3. 暴力団等反社会的勢力による被害を防止するため、平素より外部専門機関（警察、暴力追放運動推進センター、弁護士（民事介入暴力被害者救済センターを含む）等との緊密な連携関係の構築に努めます。
4. 暴力団等反社会的勢力とは、自動車の販売をはじめその他一切の商取引を行いません。
5. 暴力団等反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
6. 暴力団等反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。
7. 暴力団等反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引等を一切行いません。

上記の宣言により、『暴力団等反社会的勢力』との関わりが認められた場合は一切の契約の解除と損害賠償の請求をさせていただきます。

また、貸与されている物品がある場合は返却させていただきます。